

平成 30 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 87 号

佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

(議案書 1 ページ)

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の趣旨に鑑み、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、新たに条例を制定しようとするものである。

地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化・専門化が進む中、地方公共団体においては、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要性や期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応の必要性が高まっている。

本市においても、平成 32 年秋に開館予定の大手前まちづくり交流館（仮称）の館長の採用に当たっては、専門的な知識経験等を有し、一定の期間、本市の職員として職務に従事できる人材を選考する必要がある。

また、今後、その他の業務においても、一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する職員、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員又は住民に対するサービスの提供時間を延長する必要がある業務等に従事する短時間勤務職員を採用することも想定される。

以上のことから、これらの一般職の任期付職員の採用及び給与の特例について、次のとおり定める。

<条例の主な内容>

(1) 「特定任期付職員」の採用

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとする（第 2 条第 1 項関係）。

(2) 「一般任期付職員」の採用

専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、一定の場合に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができることとする（第 2 条第 2 項関係）。

(3) 「任期付フルタイム勤務職員」の採用

職員を次の業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用するこ

とができることとする（第3条第1項関係）。

- ① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(4) 「任期付短時間勤務職員」の採用

短時間勤務職員を次のいずれかに該当する場合に任期を定めて採用することができることとする（第4条関係）。

- ① (3)の①又は②の業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合（第4条第1項関係）
- ② 住民に対するサービスの提供体制を充実させる等の必要がある場合において、その職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合（第4条第2項関係）
- ③ 介護休暇又は部分休業を取得する職員の業務を代替させることが、その業務を処理するため適当である場合（第4条第3項関係）

(5) 任期付フルタイム勤務職員及び任期付短時間勤務職員の任期の特例

その上限が3年とされている任期付フルタイム勤務職員及び任期付短時間勤務職員の任期について、(3)の①又は②の業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延期された場合等やむを得ない事情がある場合等においては、その上限を5年とすることができることとする（第5条関係）。

(6) 特定任期付職員の給与に関する特例

- ① 特定任期付職員に支給する給料に関し、新たに給料表を定める（第7条第1項関係）。
- ② 特定任期付職員が特に顕著な業績を挙げたと認められる場合は、特定任期付職員業績手当を支給することができることとする（第7条第4項関係）。

【参考】 法律上の任期付職員の区分の概要

区分	要件	任期	職種の事例
1 任期付職員 (専門的知識等)(法第3条関係)	① 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要(特定任期付職員) ② 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要(一般任期付職員)	5年以内	医師、弁護士、文化ホール館長、防災戦略業務等
2 任期付職員 (任期付フルタイム勤務職員)(法第4条関係)	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	3年以内 (特に必要な場合は5年以内)	防災専門員、電算改修業務、国勢調査業務等

3 任期付短時間勤務職員 (法第5条関係)	① 2の①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供時間の延長、繁忙時における提供体制の充実等 ③ 介護休暇等を取得する職員の業務の代替	同上	滞納市税徴収業務、窓口業務、保育士、保健師 等
--------------------------	---	----	-------------------------

(担当課：総務課)

議案第 88 号

佐伯市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について (議案書 6 ページ)

職員の停職の期間について、その上限を1年に引き上げようとするものである。

職員に対する懲戒処分のうち、停職の期間については、現行「1日以上6か月以下」と規定している。

懲戒処分の厳格化により職員の不祥事の再発防止を図るため、当該期間の上限を1年に引き上げることとし、当該期間を「1日以上1年以下」に改める(第4条第1項改正関係)。

(例規集第1巻 24100 ページ)

(担当課：総務課)

議案第 89 号

佐伯市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について (議案書 7 ページ)

旅館業法の一部改正に伴い、同法を引用する規定の整理をしようとするものである。

災害応急対策、災害復旧等のために本市に派遣された職員に対し支給する災害派遣手当の額については、滞在した期間及び施設の利用区分に応じて条例の別表に規定している。

このうち、当該職員が滞在する施設の利用区分については「公用の施設又はこれに準ずる施設」及び「その他の施設」に区分し、「公用の施設又はこれに準ずる施設」については当該別表の備考2において「旅館業法第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設」と定義している。

平成30年6月15日に施行された旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、「旅館・ホテル営業」とされたことに伴い、当該備考2の「公用の施設又はこれに準ずる施設」の定義を「旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設」に改める(別表備考2改正関係)。

(例規集第1巻 15030 ページ)

(担当課：総務課)

議案第 90 号

佐伯市犯罪被害者等支援条例の制定について

(議案書 8 ページ)

本市における犯罪被害者等の支援に係る基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

犯罪被害者等の支援に関する基本理念（第 3 条）に基づき、市及び市民等の責務（第 4 条及び第 5 条）を明らかにした上で、基本的施策（第 6 条から第 10 条まで）を講じることとする。

<条例の主な内容>

- (1) 大分県犯罪被害者等支援条例と同様に、犯罪等による直接的な被害を受けた後に受ける精神的な苦痛、身体の不調等の「二次的被害」について定義する（第 2 条第 3 号関係）。
- (2) 犯罪被害者等の支援のための基本理念について規定する（第 3 条関係）。
- (3) 犯罪被害者等の支援のための基本理念にのっとり行う本市の責務について規定する（第 4 条関係）。
- (4) 犯罪被害者等の支援のための基本理念にのっとり行う市民等の責務（努力義務）について規定する（第 5 条関係）。
- (5) 犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うための窓口を設置する（第 6 条関係）。
- (6) 犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等を行う（第 7 条関係）。
- (7) 犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービスの提供等の必要な支援を行う（第 8 条関係）。
- (8) 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居の提供等の必要な支援を行う（第 9 条関係）。
- (9) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民等の理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報及び啓発、教育の充実等の必要な支援を行う（第 10 条関係）。

(担当課：人権・同和対策課)

議案第 91 号

佐伯市過疎地域自立促進計画の変更について

(議案書 11 ページ)

過疎地域自立促進計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、佐伯市過疎地域自立促進計画（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の計画の変更内容は、教育の振興に係る当該計画の第 7 項第 3 号の表において、事業名（施設名）に「図書館」を、事業内容に「図書館システムクラウド化事業」をそれぞれ追加するものである。

<図書館システムクラウド化事業の概要>

(1) 事業の目的

佐伯図書館及び鶴見地区公民館（図書室）が保有する図書の貸出業務及び管理業務に係る情報のセキュリティの強化及び罹災した際のデータの保護を図る。

(2) 事業（委託業務）の内容

佐伯図書館及び鶴見地区公民館（図書室）における図書の貸出業務及び管理業務について、現在、当該図書館に設置しているサーバーにより管理する方式から、委託先の事業者が管理するデータセンターに情報を移管して管理する方式（クラウド化）に切り替える。

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費 (委託料)	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
21,708	21,700	8

(4) 事業の実施時期

平成 30 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 92 号

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 12 ページ)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、「木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、源泉の枯渇に伴う「藤河内湯一とぴあ」の施設の改

修（源泉揚水事業の追加）に係る事業費の増額であり、事業費及びその財源となる辺地対策事業債の予定額を増額する。

(1) 源泉揚水事業の概要

① 事業の内容

- ア ポンプ槽築造工 1 槽
- イ 測量及び実施設計委託 一式

② 事業費及び財源内訳

(2) の表の③に記載のとおり

(2) 観光施設整備事業（藤河内湯一とぴあ施設改修事業）に係る事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳		辺地対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	
① 変更前計画額	38,151	10,548	27,603	27,600
② ①の決算の確定に伴う減額分	△6,813	△619	△6,194	△7,000
③ 今回増額分（源泉揚水事業の追加）	11,686	0	11,686	11,600
④ 変更後計画額 (④=①-②+③)	43,024	9,929	33,095	32,200

(3) 事業の実施時期

平成 30 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 93 号

工事請負契約の締結について（平成 30 年度社交防災津波避難人工高台（中川・塩屋・新女島）造成工事）

（議案書 15 ページ）

平成 30 年度社交防災津波避難人工高台（中川・塩屋・新女島）造成工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- (2) 工期 平成 32 年 3 月 13 日まで
- (3) 予定価格 685,173,600 円（税抜き 634,420,000 円）

- (4) 最低制限価格 616,656,240 円 (税抜き 570,978,000 円)
- (5) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)
- | | |
|------------------|---------------|
| 菅・佐々木特定建設工事共同企業体 | 570,978,000 円 |
| | (くじにより落札) |
| 庄司・小田特定建設工事共同企業体 | 570,978,000 円 |
| 佐伯・盛田特定建設工事共同企業体 | 570,978,000 円 |
| 戸田・谷川特定建設工事共同企業体 | 570,978,000 円 |
- (6) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)
- 豊後高田市香々地 4089 番地
- 菅・佐々木特定建設工事共同企業体
- 代表構成員 株式会社菅組
- 代表取締役 堤俊之 616,656,240 円
- (落札率：90.00%)

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要
- | | |
|----------------|-----------------------|
| ① 造成面積 (避難地部分) | 3,072 m ² |
| ② 高さ | 6.0m～7.5m |
| ③ 盛土工 | 30,800 m ³ |
- (2) 工事費の財源内訳

(単位：円)

工事費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
616,656,240	411,104,000	195,200,000	10,352,240

(担当課：防災危機管理課)

議案第 94 号

財産の取得について (化学消防ポンプ自動車 (Ⅱ型))

(議案書 19 ページ)

常備消防管理分の化学消防ポンプ自動車を経年劣化に伴い更新するため購入する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 購入予定車両 化学消防ポンプ自動車 (Ⅱ型) 1 台
- (2) 予定価格 86,901,303 円 (税抜き 80,464,170 円)
- (3) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)
- | | |
|-------------|-------------------|
| 新日本消防設備 (株) | 73,800,000 円 (落札) |
| 九州丸防設備 (株) | 辞退 |

- | | |
|------------|--------------|
| (株) 消防防災 | 75,800,000 円 |
| (株) 富士総合防災 | 辞退 |
| (株) 武田商会 | 78,400,000 円 |
| (株) コテガワ | 辞退 |
- (4) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)
- 大分市住吉町2丁目6番34号
新日本消防設備株式会社
代表取締役 中野裕之 79,704,000 円
(落札率: 91.72%)

【その他参考事項】

- (1) 車両の配備先 佐伯市消防署本署
(2) 購入費の財源内訳

(単位: 円)

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
79,704,000	79,700,000	4,000

(担当課: 消防総務課)

議案第 95 号

財産の取得について (救助工作車 (II 型))

(議案書 20 ページ)

常備消防管理分の救助工作車を経年劣化に伴い更新するため購入する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 購入予定車両 救助工作車 (II 型) 1 台
(2) 予定価格 125,128,800 円 (税抜き 115,860,000 円)
(3) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)
- | | |
|-------------|--------------------|
| 新日本消防設備 (株) | 112,300,000 円 (落札) |
| 九州丸防設備 (株) | 辞退 |
| (株) 消防防災 | 116,900,000 円 |
| (株) 富士総合防災 | 辞退 |
| (株) 武田商会 | 124,000,000 円 |
| (株) コテガワ | 辞退 |
- (4) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)
- 大分市住吉町2丁目6番34号
新日本消防設備株式会社
代表取締役 中野裕之 121,284,000 円

(落札率 : 96.93%)

【その他参考事項】

- (1) 車両の配備先 佐伯市消防署本署
- (2) 購入費の財源内訳

(単位 : 円)

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
121,284,000	121,200,000	84,000

(担当課 : 消防総務課)

議案第 96 号

財産の取得について (高規格救急自動車)

(議案書 21 ページ)

常備消防管理分の高規格救急自動車を経年劣化に伴い更新するため購入する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 購入予定車両 高規格救急自動車 1 台
- (2) 予定価格 35,665,789 円 (税抜き 33,023,879 円)
- (3) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)
 - 愛知ポンプ工業 (株) 34,200,000 円
 - 新日本消防設備 (株) 33,150,000 円
 - 大分トヨタ自動車 (株) 佐伯店 32,200,000 円 (落札)
 - 九州丸防設備 (株) 辞退
 - (株) 消防防災 33,000,000 円
 - (株) 富士総合防災 辞退
 - 大分日産自動車 (株) 佐伯店 辞退
 - (株) 武田商会 辞退
 - キンパイ商事 (株) 福岡支店 辞退
 - (株) コテガワ 辞退
 - (有) メディカルエイト 32,900,000 円
- (4) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)
 - 佐伯市大字上岡 1504 番地 1
 - 大分トヨタ自動車株式会社 佐伯店
 - 店長 田村康治 34,776,000 円(落札率 : 97.51%)

【その他参考事項】

- (1) 車両の配備先 佐伯市消防署宇目分署

(2) 購入費の財源内訳

(単位：円)

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
34,776,000	34,700,000	76,000

(担当課：消防総務課)

議案第 97 号

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）

（議案書 22 ページ）

非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置を経年劣化に伴い更新する必要がある。この車両及び装置の購入に当たり「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 購入予定車両等

小型動力ポンプ（B3）付積載車（普通車・4WD）	5台
小型動力ポンプ（B3）付積載車（普通車・2WD）	2台
小型動力ポンプ（B3）付積載車（軽四・4WD）	1台
林野火災用可搬式散水装置	24個

(2) 予定価格 46,880,640 円（税抜き 43,408,000 円）

(3) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

新日本消防設備（株）	41,640,000 円（落札）
（株）消防防災	42,300,000 円
（株）富士総合防災	辞退
九州丸防設備（株）	辞退
（株）武田商会	42,900,000 円
（株）コテガワ	辞退

(4) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市住吉町2丁目6番34号	
新日本消防設備株式会社	
代表取締役 中野裕之	44,971,200 円
	（落札率：95.93%）

【その他参考事項】

(1) 車両等の配備先

配備車両		台数	配備先	散水装置の 配備個数
小型動力 ポンプ (B3) 付積載車	普通車・ 4WD	5台	佐伯方面隊木立分団大野部	3個
			佐伯方面隊青山分団山谷部	3個
			佐伯方面隊八幡分団霞ヶ浦部	3個
			上浦方面隊蒲戸分団	3個
			直川方面隊横川分団大津留部	3個
	普通車・ 2WD	2台	佐伯方面隊下堅田分団泥谷部	3個
			鶴見方面隊地松浦分団	3個
	軽四・ 4WD	1台	佐伯方面隊西上浦分団北部	3個
計		8台		24個

(2) 購入費の財源内訳

(単位：円)

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
44,971,200	44,900,000	71,200

(担当課：消防総務課)

議案第 98 号

佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について

(議案書 23 ページ)

公共交通機関の再編に伴い、平成 30 年 10 月 1 日から、コミュニティバスの路線の一部を統合し、及び新たに路線を追加しようとするものである。

コミュニティバスの路線のうち、弥生地域の「山梨子線」及び「切畑線」を統合し、次のとおり「山梨子・切畑線」を整備する。

路線名	運行区間
山梨子・切畑線	弥生大字上小倉 898 番地 1 ～直川大字下直見 3009 番地 5 地先

また、次の表のとおり、新たに 10 路線を追加する。

No.	路線名	運行区間
1	久保線	弥生大字床木 2205 番地 1 ～鶴岡西町二丁目 1017 番地 4 地先
2	本匠線	本匠大字上津川 343 番地 2 地先～鶴岡西町二丁目 1017 番地 4 地先
3	因尾～宇目線	本匠大字堂ノ間 296 番地 1 ～宇目大字小野市 2807 番地 1

4	宇目・直川線	直川大字赤木 105 番地～宇目大字小野市 3374 番地 1
5	下直見線	直川大字赤木 105 番地～直川大字下直見 3009 番地 5 地先
6	鶴見線	鶴見大字沖松浦 513 番地 1～鶴見大字梶寄浦 527 番地 5 地先
7	野崎線	鶴見大字沖松浦 513 番地 1～鶴見大字沖松浦 1443 番地 5 地先
8	米水津線	米水津大字浦代浦 1239 番地 2～米水津大字宮野浦 150 番地 5
9	波当津線	蒲江大字波当津浦 1038 番地 1 地先～蒲江大字蒲江浦 373 番地 1
10	仲川原線	蒲江大字西野浦 1720 番地 4 地先～蒲江大字蒲江浦 5101 番地 25 地先

(例規集第 1 巻 14600 ページ)

(担当課：地域振興課)

議案第 99 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

(議案書 25 ページ)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査及び仮設建築物建築許可申請に対する審査のうち建築審査会の同意を要するものに係る手数料の額を新たに定めるほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請に対する審査に係る手数料の新設

接道規制（建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならないとする規制）について、敷地の周囲に広い空地を有する等の一定の条件を満たし、建築審査会の同意を得て特定行政庁（※1）の許可を受けた場合には適用しないとする規定が置かれているが、このうち、その敷地が幅員 4 メートル以上の道に接する建築物で一定の条件（※2）を満たすものについては、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、当該審査会の同意が不要とされた。

これに伴い、特定行政庁が行う認定審査に係る手数料の額について、1 件の審査につき 27,000 円とする（別表第 4 の 11 の項追加関係）。

※1 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。本市の場合は、建築主事を置いているため、市長が特定行政庁となる。

※2 利用者が少数であるものとして、その用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもの（延べ面積 200 ㎡以内の一

戸建ての住宅であること（現時点においては予定）をいう。

(2) 仮設建築物建築許可申請に対する審査に係る手数料の改正

国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設建築物は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合には、特例として設置期間を1年以上とすることが可能となった。

これに伴い、仮設建築物建築許可申請に対する審査に係る手数料に、新たに当該建築審査会の同意を得て許可する場合の仮設建築物の建築の許可の申請に係る審査手数料を追加することとし、その額を1件の審査につき160,000円とする（別表第4の31の項改正関係）。

（例規集第2巻32700ページ）

（担当課：建築住宅課）

議案第100号

財産の取得について（永野工場用地）

（議案書27ページ）

永野工場用地として土地を取得することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

この議案は、平成29年第4回（9月）市議会定例会の建設経済常任委員会においてその内容の不備を指摘されたことを受け、市長が議長に対し当該議案の撤回の請求を行い、当該定例会においてその承認をいただいたものである。

その後、地権者との調整等を行い、その不備を指摘された当該土地の畑（2筆）の地目が山林に変更されたことを確認した上で、平成30年8月6日に佐伯市土地開発公社と当該土地の売買に係る仮契約の締結を完了したことから、再度、本定例会に提案するものである。

- | | |
|------------|---|
| (1) 買収する土地 | 佐伯市大字木立字永野 2009 番 1 ほか 17 筆
60,020.29 m ² |
| (2) 買収の相手方 | 佐伯市中村南町 1 番 1 号
佐伯市土地開発公社
理事長 阿部邦和 |
| (3) 買収の方法 | 随意契約 |
| (4) 買収予定価格 | 420,137,127 円（1 m ² あたり単価：約 7,000 円） |

（担当課：商工振興課）

議案第 101 号

工事請負契約の締結について（平成 30 年度濃霞山公園東側法面補修工事） （議案書 31 ページ）

平成 30 年度濃霞山公園東側法面補修工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- (2) 工期 284 日間
- (3) 予定価格 163,112,400 円（税抜き 151,030,000 円）
- (4) 最低制限価格 146,801,160 円（税抜き 135,927,000 円）
- (5) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）
 - 南九・丸和特定建設工事共同企業体 135,927,000 円
(くじにより落札)
 - 小野明・佐々木特定建設工事共同企業体 135,927,000 円
 - 盛田・東豊特定建設工事共同企業体 135,927,000 円
 - 小田・建工特定建設工事共同企業体 135,927,000 円
 - 谷川・庄司特定建設工事共同企業体 135,927,000 円
- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）
 - 佐伯市 9030 番地
 - 南九・丸和特定建設工事共同企業体
 - 代表構成員 株式会社南九建設
 - 代表取締役 佐藤優 146,801,160 円
(落札率：90.00%)

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要
 - ① モルタル補修補強工 5,074.6 m²
 - ② 高さ 47.68m
- (2) 工事費の財源内訳 (単位：円)

工事費	財源内訳	
	合併特例債	一般財源
146,801,160	143,100,000	3,701,160

(担当課：都市計画課)

議案第 102 号

平成 29 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （議案書 36 ページ）

平成 29 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を自己資本金、減債積立金、建設

改良積立金及び利益積立金としてそれぞれ処分し、その残余を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成 29 年度の水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金 224,046,612 円のうち、自己資本金に 70,000,000 円を組み入れ、及び減債積立金に 30,000,000 円、建設改良積立金に 10,000,000 円、利益積立金に 20,000,000 円をそれぞれ積み立て、その残余となる 94,046,612 円を翌年度繰越利益剰余金とする。

項目	金額
①未処分利益剰余金	224,046,612 円
②自己資本金への組入れ	70,000,000 円
③減債積立金への積立て	30,000,000 円
④建設改良積立金への積立て	10,000,000 円
⑤利益積立金への積立て	20,000,000 円
⑥翌年度繰越利益剰余金 (⑥=①－(②+③+④+⑤))	94,046,612 円

(担当課：営業課)

議案第 103 号

公有水面埋立てに関する諮問について（蒲江大字森崎浦）

（議案書 37 ページ）

国道 388 号越田尾工区の改良に伴う公有水面埋立てに関し、公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により平成 30 年 7 月 11 日付けで大分県知事から意見を求められているので、異議がない旨の答申をするに当たり、同条第 4 項の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 免許出願者 | 大分県 |
| (2) 埋立位置 | ① 第 1 区域（佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾 1804 番 1 の地先の道路の地先の公有水面）
② 第 2 区域（佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾 1918 番 4 及び 1918 番 32 の地先の国有海浜地先の公有水面並びに 1918 番 30 の地先の公有水面）
③ 第 3 区域（佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾 1918 番 33 の地先の公有水面） |
| (3) 埋立面積 | ① 第 1 区域 2.25 m ²
② 第 2 区域 1,111.44 m ²
③ 第 3 区域 7.22 m ²
<hr/> 計 1,120.91 m ² |

- | | | |
|-----|------------|---------------------|
| (4) | 埋立地の用途 | 道路用地及び護岸用地 |
| (5) | 埋立工事に要する期間 | 3年（完成期限：平成34年3月31日） |
| (6) | 答申期限 | 平成30年10月31日 |

（担当課：建設総務課）

議案第104号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

（議案書43ページ）

地域再生法等の一部改正に伴い、東京都の特別区の存する区域から地方活力向上地域に移転する事業者が新設し、又は増設した地方活力向上地域特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除を行い、及び地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る事業者の認定期限の延長を行うとともに、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 地方活力向上地域特別償却設備等に係る固定資産税の課税免除に係る特例の新設

平成30年6月1日に施行された地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域（※1）等において、特定業務施設（本社機能を有する事務所、研究所等の施設）を整備する事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の優遇措置を講ずることとされた。

特に、移転型事業（※2）を実施する認定事業者について、当該事業によって整備した施設に課すべき固定資産税を免除した場合の減収額に対し、普通交付税措置により補填されることとなった。

これに伴い、平成32年3月31日までの間に認定を受けた事業者が取得した特定業務施設の用に供する減価償却資産（その取得価格の合計額が3,800万円（中小企業者等にあつては1,900万円）以上のものに限る。）を新設し、又は増設した場合には、当該減価償却資産及びその敷地である土地に係る固定資産税について、3年間に限り課税免除する特例を設ける（第9条第1項及び第3項改正関係）。

- (2) 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に係る事業者の認定期限の延長

地方活力向上地域において、(1)の移転型事業以外の特定業務施設を整備する事業を実施した事業者について、固定資産税の不均一課税を行う場合の当該事業者の認定期限を平成32年3月31日まで（現行平成30年3月31日まで）延長する（第9条第2項改正関係）。

※1 集中地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの）以外の地域で

あり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。本市を含む県内全域が、大分県が作成している地域再生計画（大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）において地方活力向上地域に設定されている。

※2 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるもの（東京23区）から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等に移転して整備する事業をいう。

（例規集第2巻31900ページ）

（担当課：課税課）

議案第105号

佐伯市障がい者等支援基金条例の一部改正について

（議案書44ページ）

「佐伯市障がい者等支援基金条例」に規定する「障がい者等」の定義の範囲を拡大しようとするものである。

条例第6条においては、当該基金の処分について、「第1条の設置の目的（障がい者等に対する福祉の向上を図ること。）を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。」と規定されている。

また、その「障がい者等」の定義については、条例第2条において、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項及び第2項に規定する者をいう。」と規定されている。

当該法律第4条第1項及び第2項に規定する者とは、具体的には①身体障がい者、②知的障がい者、③精神障がい者、④難病等対象者及び⑤障がい児（①から④までのいずれかの障がい等に該当する児童）であるが、これらには小児慢性特定疾病にかかっている児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」(※)という。)が含まれていない。

小児慢性特定疾病は、国が医療費の助成を行っている疾病であり、また、疾病の性質上、難病等との関連性もあることから、小児慢性特定疾病児童等についても当該基金における「障がい者等」の定義に加える必要がある。

よって、条例の目的を達成するため、「障がい者等」の定義に「児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等」を追加する（第2条改正関係）。

※ 小児慢性特定疾病（次の①から④までに掲げる要件を全て満たす疾病のうちから、厚生労働大臣が定めるものをいう。）により入院又は通院をしている18歳未満の者等（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）をいう。

- ① 慢性に経過する疾病であること。
- ② 生命を長期に脅かす疾病であること。

- ③ 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること。
- ④ 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。

(例規集第2巻 34750 ページ)

(担当課：障がい福祉課)

議案第 106 号

佐伯市介護保険条例の一部改正について

(議案書 45 ページ)

介護保険法第 62 条に規定する市町村特別給付として、居宅要介護被保険者の一部に対し、新たにおむつ購入費を支給しようとするものである。

この議案は、平成 30 年第 1 回（3 月）市議会定例会に提案した当該条例の一部改正案について、当該定例会の教育民生常任委員会及び最終日の本会議において修正案が可決されたことに伴い、当該修正の理由となった部分（施行期日）等について再検討し、及び本定例会において必要な予算上の措置を講じた上で、再度提案するものである。

<主な改正の内容>

次に掲げる要件のいずれにも該当する要介護被保険者が「おむつ」を購入したときに、その購入額の 100 分の 90 に相当する額（各年度につき 36,000 円を限度とする。）を支給することとする（第 2 条の 2 追加関係）。

要件① 要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 であること。

要件② 自己の使用のためにおむつを購入する者であること。

要件③ 他の制度により、おむつ購入費に対する助成等が受けられる者でないこと。

※ 条例の施行日：公布の日（平成 30 年 9 月中を予定）

(例規集第 4 巻 67300 ページ)

(担当課：高齢者福祉課)

議案第 107 号

佐伯市立学校通学区域審議会条例の一部改正について

(議案書 46 ページ)

佐伯市自治委員会連合会の名称改正に伴い、当該名称を引用する規定を改めようとするものである。

佐伯市立学校通学区域審議会は委員 35 人以内をもって組織され、その委員は市立学校長の代表、市立学校 P T A の代表、自治委員会の代表、学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱等をしている。

このうち、自治委員会の代表については、「佐伯市自治委員会連合会」の代表を当該

委員として委嘱している。

平成 30 年 5 月 29 日に「佐伯市自治委員会連合会」の会則が改正され、同月 30 日から当該連合会の名称が「佐伯市区長会連合会」に改められたため、当該審議会の委員のうち、自治委員会の代表を「佐伯市区長会連合会の代表」に改める（第 3 条第 2 項第 3 号改正関係）。

(例規集第 2 卷 41000 ページ)

(担当課：教育総務課)

諮 問

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者西嶋信子） （議案書 47 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち西嶋信子（にしじま のぶこ）委員の任期が平成 30 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

諮問第 9 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者金田憲子） （議案書 49 ページ）

諮問第 8 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち金田憲子（かねだ のりこ）委員の任期が平成 30 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

諮問第 10 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者柴富洋一郎） （議案書 51 ページ）

諮問第 8 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち柴富洋一郎（しばとみ よういちろう）委員の任期が平成 30 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

専決処分の報告

報告第 19 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 53 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 30 年 7 月 30 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市常盤西町 1891 番 1 付近の市道宮前南中線で発生した
車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：佐伯市城下東町 2 番 20 号 橋本浄盟
- (3) 事件の概要：平成 30 年 6 月 11 日午前 9 時頃、佐伯市常盤西町 1891 番 1
付近の市道宮前南中線において、当該市道を走行していた相手
手方が所有する自動車が、当該市道敷の側溝に置かれていた
ブロック片に接触し、当該自動車の左側後輪部を損傷した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠 償 金 額：38,359 円 (保険適用範囲内)
上記金額の内訳 車両修理費 38,359 円

(担当課：用地・管理課)

報告第 20 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 54 ページ)

報告第 19 号と同様の報告である。

平成 30 年 7 月 2 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市蒲江大字畑野浦 2915 番 9 の尾浦緑地公園で発生した
車両破損事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：大分市大字曲 851 番地の 8
株式会社シンコーデック 代表取締役 小代一生
- (3) 事件の概要：平成 30 年 5 月 24 日午前 11 時 35 分頃、佐伯市蒲江大字畑野
浦 2915 番 9 の尾浦緑地公園において、佐伯市臨時職員が草
刈作業中に刈払機で小石を跳ね、駐車中の相手方が所有する
自動車のリアガラスを破損した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠 償 金 額：87,664 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 77,944 円
代車費用 9,720 円
(担当課：農林水産総務課)

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 56 ページ)

報告第 19 号と同様の報告である。

平成 30 年 7 月 5 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市弥生大字上小倉 1234 番地 1 の佐伯市弥生スポーツ公園野球場付近で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：佐伯市大字戸穴 558 番地 5 田嶋誠
- (3) 事件の概要：平成 30 年 4 月 22 日、佐伯市弥生大字上小倉 1234 番地 1 の佐伯市弥生スポーツ公園野球場において、佐伯市軟式野球連盟が主催する野球大会の試合中にファールボールが当該野球場の防球ネットを越え、隣接するヤマト運輸株式会社弥生センターの敷地内に駐車中の相手方が所有する自動車に直撃し、当該自動車のバックドアを損傷した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠 償 金 額：241,607 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 181,127 円
代車費用 60,480 円
(担当課：体育保健課)

報告事項

第 14 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について (議案書 58 ページ)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：まちづくり推進課)

第 15 号報告

一般財団法人三余館の経営状況について (議案書 59 ページ)

第 14 号報告と同様に、「一般財団法人三余館」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：商工振興課)

第 16 号報告

株式会社道の駅やよいの経営状況について (議案書 60 ページ)

第 14 号報告と同様に、「株式会社道の駅やよい」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：観光課)

第 17 号報告

株式会社うめの経営状況について (議案書 61 ページ)

第 14 号報告と同様に、「株式会社うめ」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：観光課)

第 18 号報告

株式会社かまえ町総合物産サービスの経営状況について (議案書 62 ページ)

第 14 号報告と同様に、「株式会社かまえ町総合物産サービス」の経営状況について

説明する書類を提出するものである。

(担当課：観光課)

第 19 号報告

有限会社きらりの経営状況について (議案書 63 ページ)

第 14 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農林課)

第 20 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について (議案書 64 ページ)

第 14 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農林課)

第 21 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 65 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：平成 30 年 8 月 8 日
- (2) 事故の場所：佐伯市城下西町 2 番 7 号付近の国道 217 号
- (3) 相手方：青森県青森市旭町 3 丁目 12 番 6 号 高橋英治郎
- (4) 事故の概要：平成 29 年 12 月 18 日午前 11 時 44 分頃、佐伯市城下西町 2 番 7 号の店舗駐車場から、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転して国道 217 号に左折しようとして侵入したところ、進行方向右側から当該国道を走行中の相手方が所有する自動車と接触し、当該自動車の左側側部及び当該市有自動車の右側前部を破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市及び相手方が相互に損害賠償金を支払う。
※佐伯市の事故の責任割合は、90%
- (6) 賠償金額：①佐伯市が相手方に支払う金額 866,412 円（保険適用範囲

内)

上記金額の内訳 車両修理費 762,242 円

車両移送費 104,170 円

②相手方が佐伯市に支払う金額 5,449 円

上記金額の内訳 車両修理費 5,449 円

(担当課：総務課)